

育児休業中の職員の配置換えに関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業を承認されている職員（以下「育児休業中の職員」という。）について、公務の正常な運営のためにやむを得ない場合の配置換えに関し、必要な事項を定めるものとする。

(配置換えの対象となる育児休業中の職員)

第2条 この基準の対象となる育児休業中の職員は、保育士のうち保育園に配属されている職員で、当該職員の養育する子が1歳に達する日以降も育児休業を承認されている職員とする。

(配置換えの時期)

第3条 任命権者は、翌年度の4月1日（以下「基準日」という。）に前条の育児休業中の職員について、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる場合には、当該職員を当該基準日に配置換えすることができるものとする。

(補則)

第4条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成15年3月31日から施行する。